

(案)

(追加資料)

府消委第 号
平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 高 巖

答 申 書

平成29年11月16日付け消取引第409号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、割賦販売法(昭和36年法律第159号)の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

割賦販売法第2条第5項に規定する「指定権利」及び「指定役務」を追加するため、別紙のとおり、割賦販売法施行令別表第1の2(第1条関係)及び別表第1の3(第1条関係)の改正を行うことについて

以上

別表第一の二（第一条関係）

- 一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を受ける権利（次号に掲げるものを除く。）
 - 二 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療（美容を目的とするものであつて、経済産業省令・内閣府令で定める方法によるものに限る。別表第一の三第二号において同じ。）を受ける権利
- 三～八 （略）

別表第一の三（第一条関係）

- 一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと（次号に掲げるものを除く。）
 - 二 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと。
- 三～十 （略）
- 十一 技芸又は知識の教授（第五号から第八号までに掲げるものを除く。）

以上